

## I. 箕面市における支援教育の課題

- ・支援学級在籍の児童生徒数が急増し、個別最適な学びの場の確保が困難
  - ・「箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書」にてインクルーシブ教育に必要とされる合理的配慮が不十分との指摘
- 【原因】
- ・「ともに学びともに育つ」学校、学級づくりを行うための合理的配慮等について、教職員間における共通理解にずれがある
  - ・個別の教育支援計画に基づいた個別の指導計画が適切に作成されておらず、個に応じた教育課程が実施されていないケースがある
  - ・学校生活で支援が必要な場合、「支援学級に入級する」ことで対応しているケースが多い

## II. 箕面市支援教育充実検討委員会への諮問事項

①学びの場の充実	②教職員の在り方	③保幼小中における連続性	④人権意識と障害理解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な自立活動の実施</li> <li>・通級の活用 / 全校設置</li> <li>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用</li> <li>・専門的見地に基づく支援</li> <li>・支援教育介助員の役割、配置の再構築</li> <li>・校内ICTの利活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実</li> <li>・教職員の専門性の向上</li> <li>・支援教育コーディネーターの役割の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保幼小中間の引き継ぎ</li> <li>・保幼も含めた校区連携を強化し、支援の連続性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解に基づく集団づくり</li> <li>・人権意識と障害理解の再認識</li> </ul>

## III. 箕面市支援教育充実検討委員会の答申素案の内容

①学びの場の充実	②教職員の在り方	③保幼小中における連続性	④人権意識と障害理解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援学級や通級に在籍する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する</li> <li>・個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入</li> <li>・通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす</li> <li>・就学支援委員会を新たに設けるのではなく、既存の仕組みを整理し対応する</li> <li>・全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポートー」に移行し、校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行う</li> <li>・ICTを活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引き継ぎを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ともに学びともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する</li> <li>・合理的配慮や支援教育に係る研修を学級担任向けにも実施する</li> <li>・教職員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許の取得をサポートするとともに、採用後に支援担任の経験をすることを推奨する</li> <li>・通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす</li> <li>・支援教育コーディネーターは、専任または担当の児童生徒の人数を軽減し、校内巡回や支援担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や幼稚園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する</li> <li>・校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する</li> <li>・小学校高学年から中学校における支援を見据えて、支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく</li> <li>・連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や小中の人事交流などを行う</li> <li>・小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「見立てを行う期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分を学校と保護者が確認する期間を設定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権に係る研修をより一層充実させる</li> <li>・通常学級担任が障害理解を含む人権研修を受け、教室にいる全ての児童生徒たちが安心して過ごすことができる学級づくりを行うことが重要</li> <li>・教員の一人一人が自分事として、一人一人の児童生徒が輝ける仕掛けを考えながら、授業を行うことが大切</li> <li>・インクルーシブな学校を作っていくために必要なことについて教員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保する</li> <li>・多様な人がいることを前提に授業を改善する場合、学校として何が改善できるのか検討する機会を確保する</li> </ul>